

共同海損の成立

久 川 武 三

序 論——海上危険團體

二 共同海損制度の須要

三 共同海損法の沿革、殊に一九二四年ヨーク・アントワープ規定

本 論——四 共同海損行爲

一、共同海損行爲は非常の犠牲を醸し、非常の費用を支出せしめるものである。

二、共同海損行爲は故意且合理的に爲さるゝものである。

三、共同海損行爲は共同の危険が現存せる場合に爲さるゝものである。

四、共同海損行爲は船舶及び積荷の共同の安全を目的とする。

五 共同海損行爲の結果

一 序 論——海上危険團體

船舶が海上を航行するに於ては、船舶並に之に積載せられたる貨物は、常に風波並に海賊其他各種の危険に曝されてゐる。船舶並に積荷が損害を被ることなくして目的地に到達するか否か、換言すれば、航海の無事なる完結に對して、通常二人以上の者が之に利害關係を有する。船舶を所有する者、船舶を運送の用に供

する者並に數多の積荷の持主は、舉つてその安全なる到達を希ふ。この船主並に荷主等が航海なる一の企業に對し共通の利害關係を有する事實は、則ち彼等の間に海上團體てふ一の團體の構成せられたることを意味するものに外ならない。かくて、彼等は團體の一員として相互に權利義務の關係に立つに至るのである。

海上團體 (Seegenossenschaft) に於ける權利義務の關係は、主として犠牲と費用とに關してである。各利害關係人は海上の危險に臨んで、各自の財産が他の全體の財産の保全のために、犠牲に供せらるゝことあるを忍ばざるべからず。換言すれば、船主は積荷の利益のために、船舶の犠牲に供せらるゝを拒むことを得ない。荷主は船舶又は他の積荷の利益のために、彼の積荷が犠牲に供せらるゝを拒否することを得ない。その代り、犠牲に供せられて損害を被りたる船主若くは荷主は、その損害の分擔を他の利害關係人に請求することが出来る。海上團體の利益のために、海上の危險の回避を目的として費用を支辨したる者も、亦その費用の分擔を請求することが出来る。換言すれば、各利害關係人は海上の危險を回避するために釀されたる犠牲より生ずる損害並に支出せられたる費用を、共同に分擔せねばならない。

海上團體全體の保全のために、その箇々の財産が犠牲に供せられ又は費用が支出せられたる場合に、其犠牲及び費用を共同海損といひ、團體全體に於て分擔せられる。これ則ち共同海損の制度である。而して、その如何なる場合に共同海損が成立し、且如何にして其分擔を決定するかを規定するものは共同海損法である。

二 共同海損制度の須要

共同海損の制度は海上運送に特有なるものである。而して、その制度の必要如何は夙に論議せられ、この

制度の廢止を主張する者も少からずある。或る者は犠牲によつて直接に損害を被りたる者に於て單獨に負擔すべしとなし、他の者は之を全部船主に於て單獨に負擔すべしとなす。一部の者は費用の共同分擔のみを認め、犠牲に就ては船主又は荷主に於て單獨に負擔すべきことを主張し、或は海上保險の制度の發達したる今日、其同海損の制度は無用有害なりと論ずる。茲には、共同海損制度の存廢の問題に就ては直接に論究することを止め、唯この制度が今日如何なる意味に於て有用なるかに就てのみ述べる。

夫れ、海上團體が危險に襲はれたる場合、共同の安全のために犠牲を敢てなす者は通常船長である。彼は船主、運送人及び數多の荷主なる利害關係人の共同の代理人として、危險回避のために最も適當なる處置を講ずべき法律上の義務を有する。然し、彼は事實上の關係に於て船主の使用人である。彼は一方に於て公正に處置すべき法律上の義務を有し、他方に於ては傭主たる船主の利益を特に考慮せざるべからざる關係にある。彼の忠實なる義務の履行は、特殊の關係より出ずる利害の打算に依つて怠られやすい。彼の處置は公正なるべくして偏頗になりやすい。船舶を犠牲に供するを適當とする場合に於て、投荷を選ばんとする傾向を生ずる。海上團體の利益のためには避難港に入るべき場合に於て、その出入の費用が擧げて船主の單獨負擔となるものとせば、彼は之を出來得るかぎり回避することに努力すべし。かくて、彼の處置は海上團體全體に不利益なる結果を齎すこととなり、否荷主の利益は無視せられ、船主の利益のみ擁護せられんとする弊害を生ずべし。共同海損の制度はこの弊害を未然に防止せんとするものである。即ち、船舶の犠牲に因つて生ずる損害を積荷にも分擔せしめ、避難港出入に因つて要する諸費用を船主の單獨の負擔となさず荷主に於ても分擔すべきものとなし、船長の處置を偏頗ならしむべき誘因を剪除せんとするものである。船長は之に依

つて船舶を犠牲に供することを忌避せず、避難港出入を怠らざるに至るのである。かくて、共同海損の制度は、船長の法律上の義務觀念と特殊なる利害の觀念との衝突を排除するものであり、之に依つて船主の利益と荷主の利益との調和を計り得るのである。換言すれば、兩者の間にヘックの所謂利益の衝突 (Interessenskonflikte) の存するところには、之を調和すべき制度が必要であり、共同海損制度の須要なる所以をなすのである (Lownes, General Average, 6th edition, pp. 14, 15; Heek, *Große Haverei*, S. 51 ff., S. 80 ff.)。

共同海損法は共同海損制度を規定するものであつて、右に述べたるが如き利益の衝突の所在を看破し、公平なる共同分擔の方法を規定するものであらねばならない。他方に於て、共同海損制度を存するがために生ずべき曖昧と胡魔化しとを防止する役目をも果さねばならない。蓋し、共同海損の制度を是認するに依つて、特殊の費用は船主及び荷主に於て共同に分擔せられる。而して、共同海損たるべからざるものが往々にして船長の虚偽の申告に依つて共同海損として取扱はれる。或は、共同海損なりや單獨海損なりやに就て屢々係争を起す。或は、兩者の區別困難なるよりして精算に長日月を費し多額の費用を要する。從來、共同海損廢止論者はこの實際上の缺點を捉へて、その論據となすものが甚だ多い。されば、理想的なる共同海損法はこの短所をも充分に矯め得るものであらねばならない (Heek, S. 80 ff.)。

共同海損制度の弊害はその法の制定宜しきを得ることに依つて之を矯正すべく、またその法の適用宜しきを得ることに依つて之を期すべきものである。前に述べたるが如く、共同海損の制度は船主の利益に於て濫用せられやすい。詳言すれば、船舶の損害若くは船主の支出したる費用は元來單獨海損たるべきものも、共同海損なるかの如く申告せられ、之に反して積荷の犠牲は共同海損たるべきものも、單獨海損なるかの如く申

告せられやすい。而して、損害又は費用の共同海損なることを主張するものは之を自ら證明すべく、この證明なくば單獨海損として取扱はれるものであり、一九二四年ヨーク・アントワープ規定も之を明言してゐる(Rule E)。然し、右の事情を考慮に容るゝときは、船主には最も明瞭なる證明を要求して比較的不利なる認定を下し、荷主には比較的有利なる認定を與ふべきものである。かくて、船舶の損害及び費用は比較的少く共同海損となし、積荷の犠牲は比較的多く共同海損と認めんとすることに依つて、結果に於て衡平を得るに至るべし(Heck, S. 86 ff.)。

三 共同海損法の沿革、殊に一九二四年ヨーク・アントワープ規定

共同海損の制度、之を規定する共同海損法は甚だ古くより存し、今を去る數千年の昔のロード海法(Lex Rhodia de jactu)に淵源する。この海法は羅馬時代に於てジュスティニアン法典(Codex Justinian)中に採用せられ、中世に於てはコンソラトール法典(Consolato del Mare)・オレロン法(Règles d'Oléron)及びウィスビー法(The Laws of Wisby)に保存せられて、今日に至つたのである。

共同海損の起源が斯くの如く古いだけに、その觀念は今日世界各國の法例慣例に於て認められてゐるけれども、その規定の細目に至つては甚だ區々である。然し、海運業並に海上保險業は國際的性質を有し、共同海損に關して各國の規定が異なるに於ては、海運業者・保險業者・貿易商人等の不便尠からず。これ共同海損に關する國際的規定の必要を喚起するものである。

共同海損に關する國際的規定の制定に關する氣運は、夙に一八六〇年に於て顯著なるものがあつた。同年

英國社會學協會 (National Association for the Promotion of Social Science) は歐米各國の主なる商業會議所及び保險業者の團體をグラスゴーに招致し、十二箇條より成るグラスゴー規定 (Glasgow Rules) を議決した。次で一八六四年には、各國の海損精算人・船主・保險業者等はヨークに會合して、ヨーク規定 (York Rules) を議決した。兩規定は何れも實務に於て採用せらるゝに至らざりしも、一八八七年アントワープの會議に於てヨーク・アムステルダム規定 (York and Antwerp Rules) を決議して、漸く實務に於ても重んぜらるゝに至つた。即ち、船荷證券・傭船契約書並に保險證券等に於て、共同海損の起りたる場合にはヨーク・アントワープ規定に従ふ旨を規定するに至り、かくて當事者の任意の約定に依り、事實上に於て共同海損に關する各國の法規を統一するに至つたのである。該規定は十三個年間施行せられたる後、一八九〇年リバプールの會議に於て修正増補せられた。之を一八九〇年ヨーク・アントワープ規定 (York-Antwerp Rules, 1890.) とし、十八箇條より成る。一九〇三年更に一條の追加規定を議決し、之を一九〇三年アントワープ規定 (Antwerp Rule, 1903.) とす。兩規定は今日も尙そのまゝ實務に於て採用せられてゐる。

ヨーク・アントワープ規定は條約にも國際法規にもあらずして、單に當業者の申合せ規定に過ぎない。而して、共同海損に關して各國の法規の著しく相違する點を調和せんとしたものであるから、自ら一貫したる理論を缺いてゐる。殊に、共同海損とは何ぞや、共同海損の成立要件如何等の根本問題に就ては毫も規定するところなく、單に共同海損の主なる場合につき規定したのみである。従つて、同規定に於て規定せざる事項に就ては各國の法律規定に依つて補足せらる。一八九〇年ヨーク・アントワープ規定の第十八條は之を明示してゐる。

共同海損の主なる場合は、一八九〇年ヨーク・アントワープ規定に依つて解決せらる。然し、その規定せざる事項に就ては各國の法律規定に俟たねばならない。かくては、尙當業者の不便は全く除去せられたるものといひ得ない。且、時代の推移と共に一八九〇年規定にも不備なるところが生ずるに至つた。されば、一九〇五年以來改正の議起り、一九一二年巴里に於て會議を開き、翌年マドリッドに於て再會して、共同海損國際法典草案 (Draft International Code relating to General Average) てふものを假決議を以て採用した。該草案は一九一四年印刷に付して國際法協會 (International Law Association) より各國に配付せられ、次回の會議に於てなすべき討議の準備に供せられた。この共同海損に關する國際法典制定の事業は、歐洲大戰のため一時頓挫の止むなきに至りたれども、戰後更に草案を新にし、一九二四年六月倫敦に於て討議し、同年九月ストックホルムの會議に於て遂に一九二四年ヨーク・アントワープ規定 (York-Antwerp Rules, 1924) となつて結實するに至つた。該規定は先づ英國の實際界に於て漸次採用せらるゝに至り、同國の船荷證券並に保險證券中には共同海損の精算は一八九〇年若くは一九二四年ヨーク・アントワープ規定に準據して之をなすべき旨の約款を挿入するに至つた。歐洲大陸諸國並に我國に於ても亦同様である。

一九二四年規定を一八九〇年規定と比較して最も重要な相違は、後者に於ては單に共同海損の主なる場合に就て規定し一般的規定を存せざりしに反し、前者に於てはその冒頭に於て共同海損とは何ぞ、その成立要件如何等の一般的規定を設けたるにある。従つて、後者に於てはその足らざるところは各國の法律規定に依つて補足せらるゝ要あるに反し、前者に於てはそれ自體完全なる規則であつて各國の法律規定に依つて補足せらるゝを要しないのである。

一九二四年規定に於て、その一般的規定はルール A・B・C 等の文言を以て表はされ、箇別的規定は一般的規定に次でルール I・II・III 等の數字を以て表はされてゐる。而して兩者の間には必ずしも調和を保つてゐない。斯くの如き場合に於ては、一般的規定は其沿革に徴して單に箇別的規定を補充し之を改廢せざるの意味にのみ解すべき者である。蓋し個別的規定は一八九〇年以來の者であつて、當時各國に行れたる共同海損に關する原則を例示的若くは例外的に、或は制限的若くは擴張的に規定したる者であつたのである。而して一九二四年規定に於ては一八九〇年規定の掲げざりし一般的原则を附加したるに過ぎざるが如きものであるから、箇別的規定が右の如き例示的若くは例外的或は制限的若くは擴張の意味を有し、一般的規定と相容れざるというあるや當然のことである (Report of the 33rd Conference of International Law Association, pp. 560, 563.)

一九二四年規定の第一條以下の箇別的規定並に F 條に就ては、高松高商工經濟研究第三卷第三號以下に於て拙稿共同海損成立の場合と題し詳細に解説した。本稿に於ては A 條・C 條及び D 條に就て解説を試みんとするものであり、殊に A 條は共同海損の概念を與ふるものなれば之に就て最も詳論する。而して、商工經濟研究に於ける稿と同様に、ヘック教授の獨創たる衝突主義 (Konfliktstheorie) 又は犠牲主義 (Opfersystem) の上に立つて之をなすものである。この兩主義は必ずしも一般に是認せられてゐない。然し、先に述べたるが如き、共同海損制度を須要ならしむる論據より當然に由來するものであつて、この論據を是認する限に於て最も當を得たるものと信ずる。斯く考へて、先づ一九二四年規定の解釋上如何なる範圍の損害が共同海損と認められたりや、或は普通に如何なる損害が共同海損として取扱はるゝやを述べ、次でヘ氏の衝突主義又は犠牲主義に従つて共同海損の取扱をなすべきもの若くは之に準ぜしむるを可とするものを指示せん。(未完)